

令和3年度
社会福祉法人昌樹会
事業計画書

介護老人福祉施設こより

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

ショートステイこより

(短期入所者生活介護・介護予防短期入所者生活介護)

1. 基本理念

人の「和」 第一歩は人の心を尊ぶことである。

お互いを尊び、「和」の心で常に愛情と奉仕の精神で接し、安らぎのある生活、在宅への復帰、慣れ親しんだ地域での生活が送れるよう支援し、寄り集える場を目指します。

2. 運営方針

- (1) 温かい心、思いやる心で利用者さんやご家族に接し、「安らぎの場」を提供します。
- (2) 常に居宅における生活の復帰を念頭におき、自立した生活が営めるよう支援します。
- (3) 個人の自主性を尊重し、その人らしく慣れ親しんだ地域の中での生活が送れるよう支援します。
- (4) 地域との結びつきを重視し、地域住民との交流やボランティア等の導入を推進して開かれた施設を目指し、行政・福祉関係機関・地域との関係を密とし連携を取って職務にあたり、地域に根ざした福祉施設になるよう努めます。
- (5) 利用者のニーズを把握し、利用者の立場に立ったより良い介護サービスの提供のための人材確保に努め、職員のスキルに応じた内部・外部研修を行って、より高い質の人材育成を目指します。
- (6) 利用者、地域住民、職員が良かったと思える社会福祉事業体を目指します。
- (7) 個々の人格・人権を尊重して一人一人の尊厳を保つとともに、個人情報に係る守秘義務を遵守します。

3. 事業目標

- (1) ご利用者が毎日笑顔で生活できる居心地の良い環境を作る。
- (2) 職員一人一人がご利用者に対し、同質で上質なサービスが提供できるように、知識・技術の向上を図るとともに、そのための研修を行う。
- (3) ご利用者及びご家族等が施設を指名していただけるような、安心できる施設作りをする。
- (4) ご利用者も職員も満足のいく施設づくりを目標とする。
- (5) 地域との交流を促進する。地域における公益的取り組みの実践
- (6) 特養は、ご利用者の精神的身体的変化に気を配り、早めの対応により入院の長期化を防ぎ安定した生活が送れるようにする。稼働率98%以上維持し、利用者退所等の空床期間の短縮を行い、長期入院となり得る、感染症対策、事故の防止に努める。
- (7) 短期は、地域や近隣市町への周知活動を行い稼働率の向上(稼働率75%)を目標とし、利用者の生活を支援するため、家族・ケアマネージャー等との情報共有を推進し推進していく。
- (8) 短期は、介護者の精神的身体的負担の軽減を図るため、在宅で生活が継続できるよう、生活環境に気を配ったケアをする。
- (9) 職員の離職防止・モチベーション維持及びアップのための研修を行う。

- (10) ノーリフティングケアを推進し、利用者及び職員の身体的負担を軽減するための機器の導入・研修を行う。

4. 令和3年度重点目標

(1) 人材育成・人材確保・離職の防止

採用ターゲットの多様化、拡大化を図り、適切な人事考課を実施し、資格取得の推進を行い、職員のキャリア向上に取り組んでまいります。処遇改善加算と特定処遇改善加算の効果的な配分を行い、職員の処遇改善を図るとともに魅力ある賃金体系にしていきます。

(2) ノーリフトケアの推進（持ち上げない・抱えない・引きずらないケア）

利用者に対する介護において、移乗介助やおむつ交換等身体介護は、職員の身体的負担となるばかりではなく、介助時の利用者の筋緊張や不安・不安定さからの二次障害を引き起こす恐れがあります。介助用リフト、スライディングボード、スライディングシート、グローブなど、有効な福祉用具及び機器の整備を続け、利用者及び職員の負担軽減を推進します。

(3) ICT（情報通信技術）の導入

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため、職員が使用している紙による記録物を削減し間接的接触を少なくするため急遽、タブレットを整備し電子記録ができる体制を整えました。3年度よりデータ入力を開始いたします。情報共有化によるコミュニケーションの活性化。生産性の向上をさらに進めます。

5. 評議員会の開催

- (1) 定時評議員会 令和3年6月中（第1回理事会の2週目以降）
(2) 臨時評議員会 必要時開催

6. 理事会の開催

- (1) 第1回理事会 令和3年5月又は6月中（事業報告・決算報告・次期評議員の候補者の選定等）
評議員選任・解任委員会の開催（評議員の選任）
(2) 第2回理事会 令和3年6月中に開催される定時評議員会の後
(2) 第3回理事会 令和4年3月
（事業経過報告・補正予算・令和3年度事業計画・予算等）

※上記の他必要に応じて開催する。

7. 評議員選任・解任委員会の開催

- (1) 第1回理事会後の1週間後から定時評議員会の前日までに開催

8. 監事監査の実施予定

令和3年5月初旬

9. 事業運営

社会福祉事業

- (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）
介護老人福祉施設こより（定員29床）
- (2) 短期入所生活介護（ユニット型）
ショートステイこより（定員19床）

10. 職員体制

種別	定数				
	特養部門	常勤 換算	短期部門	常勤 換算	常勤換算 計
1 施設長	1	0.6	1	0.4	1
2 医師(嘱託)	2		—	—	
3 介護支援専門員	1	0.4			0.4
4 生活相談員	2	1	1	0.6	1.6
5 介護職員	16	14.7	11	10.0	24.7
6 看護職員	2	2	1	0.7	2.7
7 機能訓練指導員	1	0.6	1	0.4	1
8 管理栄養士	1	0.6	1	0.4	1
9 事務員	1	1	1	1	2
10 宿直員	3	2.6			2.6
11 調理員(委託)	—		—		
人員計	30	23.5	17	13.5	37

*介護支援専門員は、生活相談員と兼務

ご利用者と看護・介護職員(常勤換算)の割合(48名に対し27.4名、1.75:1)

・介護老人福祉施設こより(29名に対し16.7名、1.74:1)

・ショートステイこより(19名に対し10.7名、1.78:1)

11. 勤務時間(基本となる時間)

勤務体制	介護老人福祉施設こより	ショートステイこより
早出	6:30~15:30	7:00~16:00
日勤	8:30~17:30	8:30~17:30
遅出	11:00~20:00	11:00~20:00
夜勤	16:00~翌9:00	16:30~翌9:30
宿直	17:45~翌8:15	—

1 2. 利用定員・対象者

介護老人福祉施設こより	29名
ショートステイこより	19名

1 3. 事業運営計画

法人の基本理念を基に以下の計画を実行する。

- (1) 自宅と変わらない個々の生活スタイルでの生活が継続できるよう支援する。
- (2) ご利用者の個別性を尊重し、状況に応じたサービス計画に基づき安心・快適な生活が送られるよう、適切なケアを提供する。
- (3) ご利用者の自立を尊重し、安心して生活できる我が家としての施設及びご利用者の居室の環境作りをする。
- (4) 在宅への復帰も視野に入れた適切なケアを行う。
- (5) 地域の中での生活が実感できるように、地域の資源を積極的に活用する。
- (6) 集団や個別でのご利用者の余暇活動の充実を図るため、ボランティアなど外部協力者の積極的受け入れを行う。

1 4. サービス内容（生活介護）

(1) 食事

- (ア) 季節感を大切にし、時節の行事等にあつた旬の食材を利用し、飽きの来ない食事の提供をする。
- (イ) 食環境の良好な雰囲気を保つ
- (ウ) ケアプラン・栄養ケアマネジメントに基づき、低栄養状態の予防・改善を目標に、状況の変化に応じた食形態を迅速に対応し、ご利用者の能力に応じた食事援助をする。
- (エ) 安全で楽しく食事ができるように配慮し、食前の手洗い、テーブルの消毒、食事中の見守りや適切な介護、食後の口腔ケア等を実施し誤嚥性肺炎や食中毒の予防を徹底する。
- (オ) 嗜好調査を随時行い、食事に関する意見や要望を聞き取り、献立作成に活かす。

(2) 入浴

- (ア) ご利用者の身体状況に応じた入浴設備を使用し、自立に向けた援助をする。
- (イ) 入浴以外でも常に清潔を考慮し、普段から身だしなみを含めた援助に気を配る。
- (ウ) 体調の変化や皮膚状態に気を配り、安全に入浴が出来るように支援する。

(3) 排泄

- (ア) おむつは予防ととらえ、使用をせざる得ない場合は排泄後速やかに交換し清潔の保持に努める。そのためにご利用者一人一人の排泄パターンを理解する。
- (イ) おむつの過剰な使用はせず安全に配慮した中でのトイレでの自然な排泄を心がける。

(4) 個別機能訓練

機能訓練指導員による、日常生活動作の機能維持、向上を目指したリハビリを行う。

機能訓練指導員を中心に、看護職・介護職員・相談員・介護支援専門員が協働して、ご利用者が安全で職員も負担のかからない援助方法を学ぶ。

(5) その他

(ア) ご利用者のプライバシーや尊厳に配慮した対応をする。

(イ) あたりまえの生活を心がける。

- ① ご利用者個々の起床時間に合わせる。
- ② 起床後は、洗面し整容、排泄援助。
- ③ 日中は普段着、夜間帯は寝間着に着替える。
- ④ 食事前に手の清潔援助。食後も手洗い口腔の清潔援助。
- ⑤ 食事開始もペースもご利用者に合わせる。
- ⑥ 居室はそのご利用者のプライベート空間であり、ご利用者が安心して知る室内環境を整える。

(6) 趣味生きがいレクリエーション

新型コロナウイルス等感染症防止対策を徹底しながら、レクリエーションを行う。

(ア) 年間行事

実施月	内 容
4月	花見（外出）
5～6月	
7月	七夕・そうめん流し
8月	
9月	敬老会
10月	くろだ病院・菜の花・こより合同イベント
11月	
12月	クリスマス会・餅つき
1月	
2月	節分豆まき
3月	

・地域の祭り等、参加可能なご利用者は参加する。

・ユニット単位又は少人数で外出等計画する。

(イ) 音楽教室

毎月第1水曜日、外部講師による音楽教室。

(ウ) 特養及び短期ご利用者、誕生日当日ご家族を招いて誕生日を祝う。

(エ) 毎月1回、各ユニットでおやつを手作りする。

(オ) ボランティアを積極的に受け入る。（習字・音楽教室・紙芝居等）

15. 職員研修

ご利用者及びそのご家族に満足と安心できる介護サービスを提供するために、知識・技術・人格形成向上を図りための、施設内外の研修を行い、月1回行う職員会議にて発表し職員全員が情報を共有する。

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、集合研修・eラーニング研修を行う。

・施設内研修

- 1, リスクマネジメント研修
- 2, 感染症対策及びまん延予防に関する研修
- 3, 身体拘束防止に関する研修
- 4, 看取りに関する研修
- 5, ノーリフティングケア研修
- 6, モチベーションアップ研修（外部講師）
- 7, その他必要に応じ適宜開催
- 8, インサークル（ビジネスチャット）を活用し、研修動画及び資料の配布を行い自己研鑽の機会を提供する。

・施設外研修

- 1, 老人福祉施設協議会等開催の研修
- 2, ユニットリーダー研修
- 3, その他（職員の資格取得のための支援）

16. 地域における公益的取組

現在行っている無料又は低額な利用者負担の軽減のほか、松前町内の社会福祉法人連絡会による、共同及び個別の取組。

松前町内社会福祉法人の連携による地域活動を行う。（防災対策・地域の居場所づくり）